

北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル 利用にあたっての宿泊税の取扱いについて

令和8年4月1日から宿泊税が導入されますが、
北海道立青少年体験活動支援施設ネイパルでの宿泊も課税対象となります。
ただし、学校関係については、学習指導要領に定める「遠足（旅行）・集団宿泊的行事」
については、必要書類の提出で課税が免除されます。

【税額】

一人一泊当たり 100 円（宿泊料金が 2 万円未満の場合）
ただし、ネイパル北見のみ、別途、北見市宿泊税（一人一泊 200 円（一律定額））がか
かります。（合計 300 円）

【課税免除の対象となる学校行事等】

修学旅行やその他学校行事等であり、学習指導要領に定める全校又は学年などを単位と
して行う「旅行・集団宿泊的行事」やこれに準ずるもの。
そのため、部活動の合宿は対象外となります。
その他詳細については別紙を参照してください。

【課税免除に必要な書類】

「修学旅行等であることの証明書」を学校長が作成し、ネイパルへ提出してください。

（免除対象者の考え方補足）

引率者とは、生徒等の引率を行う学校関係者や、心身の障がい等により、医療的ケアや
介助等を必要とする生徒等の対応を行う看護師や保護者等を指します。
添乗員やカメラマンは引率者に該当しません。

【その他問い合わせ先】

北海道庁総務部財政局税務課

電話：011-206-7473

メール：somu.zeimu3@pref.hokkaido.lg.jp

HP：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/tax/218623.html>

北海道庁経済部観光局観光振興課

電話：011-206-6869

メール：kanko.web@pref.hokkaido.lg.jp

HP：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/230824.html>